

I. 新規事業採択時評価について

1. 概 要

河川局関係事業における新規事業箇所については、従来より、想定される被害の大きさ、過去の災害実績、現状施設の整備水準、治水経済調査マニュアル（案）等に基づく費用対効果分析等により、事業の緊急性・必要性について、総合的に評価を実施してきたところである。特に、平成10年度からは、全ての新規事業箇所名等を公表するとともに、その決定過程の透明性・客観性の一層の確保を図るため、緊急性・必要性を表す代表的事項、費用対効果分析結果等を公表したところである。

また、「建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（平成10年3月26日）が制定された後、国土交通省が誕生したことに伴い、新たに「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」が策定され（平成15年3月31日改定）、

- ①事業費を新たに予算化しようとする事業及びダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業について新規事業採択評価を実施すること
- ②評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を実施し、評価結果を公表すること
- ③評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて評価手法について検討を加え、改善を行うこと

等が定められた。

平成20年度予算の配分において、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」等に基づき、原則として全ての新規事業採択箇所について、費用対効果分析を行い、それを含んだ総合的な評価を実施したところである。

なお、平成20年度の費用対効果分析については、平成17年4月に改定した「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて評価を実施している。

2. 評価手法

（1）総合的な評価の手法

評価手法の策定・改善にあたり、学識経験者等から意見を聴くため、事業種別ごとに以下の委員会を設置している。

- ・河川・ダム事業 「河川事業の評価手法に関する研究会」
(座長：小林 潔司 京都大学大学院工学研究科教授)
- ・砂防事業等 「砂防関係事業費用便益分析検討委員会」
(座長：水山 高久 京都大学大学院農学研究科教授)
- ・海岸事業 「海岸事業評価手法研究会」
(座長：肥田野 登 東京工業大学大学院社会理工学研究科教授)